

第68回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月29日(木曜日)午前10時 (午前9時開場)

場所

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
に対する報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額
決定の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件



代表取締役社長 角田浩司

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本紙面では、白銅グループの企業活動や株主総会の議案について掲載しておりますのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

白銅は、1932年の創業以来、非鉄金属を中心とした多様な材料を幅広い産業分野にお届けしてまいり、お陰さまで2017年2月に創業85周年を迎えました。

白銅が幾多の苦境を乗り越え85周年を迎えることができましたのは、取引先、株主をはじめとする皆様のご指導ご支援と先輩諸賢の努力の賜物であり、この場を借り

て皆様に敬意を表するとともに心より御礼申し上げます。

白銅グループは2014年1月に目指すべき会社の在り方を全社員が共有するため「企業理念」を制定いたしました。本理念には、創業以来白銅と関係していただいている皆様、これから白銅と関係していただける皆様、そして社会への決意が盛り込まれております。

これからもモノづくりを通じて社会貢献できるよう全社一丸となり精進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成29年6月

経営理念

私たちは、関係する全ての人に信頼されるとともに、
モノづくりに関わる人々へ商品・便利・安心の提供を通じて、
社会に貢献します



株主各位

(証券コード 7637)
平成29年6月9日

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

白銅株式会社

取締役社長 **角田 浩司**

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月29日（木曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 10階 コンファレンススクエア エムプラス グランド (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額 決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件 第6号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に関し修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hakudo.co.jp>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

イ. 業績結果

(a) 売上高

売上高は、前連結会計年度比6.7%増加し、346億2千6百万円となりました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種経済政策等を背景に緩やかな回復基調にあるものの、米国の新政権の政策動向や英国のEU離脱問題、新興国経済の減速懸念による国内景気への影響等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの売上高のなかで品種別売上高比率が最も高いアルミニウムの地金は、第2四半期連結累計期間まで原材料市況が下落傾向で推移したものの、当社グループ業績に影響度の大きい国内の半導体製造装置業界の需要は堅調に推移し、主力商品であるアルミニウム厚板を中心として出荷重量が増加し、売上高は伸長しました。

このような状況のなか当社グループは、製造工程の見直しや省人・省力化生産設備の導入をはじめとする製造現場の改善、生産設備の増強による製造キャパシティのアップ、お客様センターの応対品質の向上、経費削減等により、業界トップの品質、業界トップのスピード、業界トップのサービス、納得してご購入頂ける価格の実現を目指すことで顧客満足度の向上を図ってまいりました。

また、差別化による売上高の増大と利益率の向上を図るため、JIS規格に比べ平坦度と板厚精度を大幅に向上させた「ハイスベックシリーズ」や環境汚染規制に適合した「エコシリーズ」および「航空宇宙規格材料シリーズ」等の特徴のある商品をはじめとする標準在庫品の品揃えを約4,300品目サイズから約5,000品目サイズへ充実させました。新規事業の開拓については、2台目の3Dプリンターを導入すると共に、技術向上を図り、金属製品の受託製造の範囲を広げました。

海外事業については、平成29年2月、ベトナム国ホーチミン市内に駐在員事務所を開設し、東南アジア地域の市場調査および情報収集を強化しました。また、中国では日本と同様に、24時間365日お見積り・ご注文が可能な「上海白銅ネットサービス」のサービスを開始し、更なる機能充実を進めてまいりました。その他、タイでは在庫品の拡充を行いました。

(b) 営業利益

営業利益は、前連結会計年度比16.3%増加し、19億8千5百万円となりました。

第2四半期連結累計期間まで原材料市況が下落傾向で推移したことにより、その影響額として当連結会計年度の商品在庫に係わる相場差損が1億6千万円（前連結会計年度は1億9千万円の相場差損）となりました。

また、主力商品の出荷重量増加にともなう運賃増等により販売費及び一般管理費が増加しました。

なお、原材料市況の影響額を除く営業利益は、前連結会計年度比13.1%増加となりました。

(c) 経常利益

経常利益は、営業利益の増加により前連結会計年度比16.7%増加し、20億4千2百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、14億5百万円（前連結会計年度比17.6%増）となりました。

企業集団の売上高の内訳

セグメント	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
日本	33,226百万円	1,933百万円	1,998百万円	1,363百万円
中国	1,129百万円	49百万円	48百万円	45百万円
その他	270百万円	2百万円	△4百万円	△4百万円

ロ. 当社を取り巻く環境

半導体製造装置業界の需要は堅調に推移し、液晶製造装置業界は回復の兆しが見られましたが、自動車関連業界、工作機械業界等の国内設備投資は、本格回復するまでには至りませんでした。

一方、当社グループの売上高のなかで品種別売上高比率が最も高いアルミニウム圧延品の国内メーカーの生産量は、前年と比較し増加傾向で推移しました。

原材料市況は、アルミニウム地金（日本経済新聞月別平均値）がトン当たり前連結会計年度末の22万9千円から当連結会計年度末は27万1千円に、電気銅建値は前連結会計年度末の61万円から当連結会計年度末は69万円に、ステンレス鋼板（鉄鋼新聞月別中心値）は前連結会計年度末の30万円から当連結会計年度末は33万円にいずれも上昇しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資は総額で13億4千2百万円実施いたしました。その主な内容は、各工場における生産設備の新規導入および更新などであります。

③ 資金調達の状況

金融機関と次のとおりコミットメントライン枠の設定をしております。

(単位：百万円)

銀 行 名	設定額	実行額	未実行残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	200	—	200
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100	—	100
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200	—	200
合 計	500	—	500

(2) 財産および損益の状況

項 目	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第68期(当期)
	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで	平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで	平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
売上高 (百万円)	25,570	29,923	32,461	34,626
経常利益 (百万円)	1,703	2,072	1,750	2,042
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,060	1,350	1,194	1,405
1 株当たり当期純利益 (円)	82.56	105.44	105.33	123.91
総資産 (百万円)	23,235	25,191	25,169	28,604
純資産 (百万円)	13,948	13,525	14,006	14,800
1 株当たり純資産 (円)	1,086.42	1,192.51	1,234.86	1,304.93

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 業 務 内 容
上海白銅精密材料有限公司	16,490(千US\$)	100.0%	非鉄金属加工販売
Hakudo(Thailand)Co., Ltd.	60,000(千THB)	99.9%	非鉄金属加工販売

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

- ◆ 差別化による売上高の増大と利益率の向上
- ◆ 海外事業の強化
- ◆ 新規事業の開拓

以上の課題を解決するため、次のとおり対処いたします。

① 差別化による売上高の増大と利益率の向上

製造工程の見直しや省人・省力化生産設備の積極投入、製造現場のIoT(Internet of Things)の推進による製造現場の革新、製造キャパシティのアップを行い、「超品質企業」を目指すとともに、お客様センターの応対品質の向上、経費削減等により、業界トップの品質、業界トップのスピード、業界トップのサービス、納得してご購入頂ける価格を実現することで顧客満足度の向上を図ってまいります。また、JIS規格に比べ平坦度と板厚精度を大幅に向上させた「ハイスパックシリーズ」や環境汚染規制に適合した「エコシリーズ」および「航空宇宙規格材料シリーズ」等の特徴のある商品をはじめ標準在庫品の品揃えを充実させるとともに、24時間365日お見積り・ご注文可能な「白銅ネットサービス」のさらなる機能充実により、同業他社との差別化を図ってまいります。

以上のとおり、同業他社との差別化を図ることで、売上高の増大と利益率の向上を目指してまいります。

② 海外事業の強化

中国の連結子会社である上海白銅精密材料有限公司は、工場設備の更新および増強、加工商品の品質向上、お客様センターの応対品質向上、日本と同様に24時間365日お見積り・ご注文が可能な「上海白銅ネットサービス」のサービスの開始等により顧客満足度の向上を図るとともに、より一層の経費削減を実施することで売上高および利益の増大を目指してまいります。

平成26年10月にタイ王国に設立した連結子会社であるHakudo(Thailand)Co., Ltd.は、現地代理店との連携の強化や、現地企業の高精度・高品質な材料需要に短納期で対応することにより、タイ国内への拡販を図り、早期の黒字化を目指してまいります。また、平成29年2月に駐在員事務所を開設したベトナムをはじめとして、マレーシア、インドネシアにおいても代理店との関係を強化し、アジア全域へ非鉄・ステンレスのオーダーメイドプレート販売網の確立を図ってまいります。

③ 新規事業の開拓

平成27年1月に3Dプリンターによる金属製品の受託製造を開始しました。まずは自動車部品、航空機部品、医療機器などの各種量産前の試作開発品向けに拡販を行っておりますが、試作開発品のみならず、量産移行時には、当社グループの国内・海外加工ネットワークを駆使して機械加工などの対応を行うことでさらなる売上高の増大を目指してまいります。また、平成29年4月より2台目の3Dプリンターを増設し取扱い鋼種を拡大し、将来の当社グループの中核事業となるよう、育成に努めてまいります。

今後は、3Dプリンター事業のみならず、当社グループのさらなる発展のために新規事業の開拓に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

アルミニウム、伸銅、ステンレス、特殊鋼、プラスチック等の加工・販売

(6) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要拠点

本社	(東京都千代田区)
東日本営業部	(東京都千代田区)
東日本お客様センター	(川崎市麻生区)
東北・北海道営業所	(仙台市青葉区)
東海・甲信営業所	(神奈川県厚木市)
西日本営業部	(大阪市淀川区)
中京・北陸営業所	(名古屋市中村区)
九州営業所	(佐賀県鳥栖市)
特注品営業部	(東京都千代田区)
製造部	(神奈川県厚木市)
神奈川工場	(神奈川県厚木市)
滋賀工場	(滋賀県蒲生郡日野町)
福島工場	(福島県郡山市)
九州工場	(佐賀県鳥栖市)

② 子会社の主要拠点

上海白銅精密材料有限公司	(中国上海市)
Hakudo(Thailand)Co., Ltd.	(タイ王国バンコク)

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
265名	18名増

（注） 上記使用人数には、パートタイマー等（179名）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
217名	15名増	43.1歳	17.8年

（注） 上記使用人数には、パートタイマー等（179名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 16,720,000株
- ② 発行済株式の総数 11,343,300株
- ③ 株主数 4,024名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
K & P アセット・マネジメント合同会社	1,031千株	9.0%
山田治男	676千株	5.9%
山田智則	676千株	5.9%
有限会社双光	633千株	5.5%
キッズラーニングネットワーク株式会社	632千株	5.5%
株式会社イーストゲート	602千株	5.3%
N & N アセット・マネジメント合同会社	585千株	5.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	438千株	3.8%
山田哲也	340千株	2.9%
山田光重	340千株	2.9%

（注） 持株比率は自己株式（1,181株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	角 田 浩 司	
常務取締役	山 田 哲 也	標準品営業部門管掌取締役
取締役	小 田 律	製造部門管掌取締役 兼 製造本部長
取締役	山 田 光 重	特注品営業部門管掌取締役 兼 特注品営業本部長
取締役（社外・非常勤）	野 田 千 秋	山手高級住宅有限公司 取締役 株式会社ジオベクトル 取締役
取締役（社外・非常勤）	古 河 潤 一	古河林業株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	飯 島 純	株式会社根本商會 取締役
監査役（社外・非常勤）	額 田 一	銀座K.T.C税理士法人 代表社員 株式会社ボンマックス 監査役 株式会社Z-Works 監査役
監査役（社外・非常勤）	二 井 矢 聡 子	アルパイン株式会社 取締役 株式会社朝日ネット 取締役

- (注) 1. 取締役野田千秋氏および古河潤一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役額田一氏および二井矢聡子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役額田一氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役二井矢聡子氏は弁護士の資格を有しております。
5. 当社は、野田千秋氏、古河潤一氏、額田一氏および二井矢聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

第68期事業年度中に退任した取締役および監査役はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	174百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	21 (9)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	195 (22)

- (注) 1. 取締役の月間報酬限度額は、平成10年6月29日開催の第49回定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の月間報酬限度額は、平成10年6月29日開催の第49回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給額には、平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会で決議予定の取締役賞与73百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	野田千秋	山手高級住宅有限会社 取締役	特別の関係はありません
		株式会社ジオベクトル 取締役	特別の関係はありません
	古河潤一	古河林業株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません
監査役	額田 一	銀座K.T.C税理士法人 代表社員	特別の関係はありません
		株式会社ボンマックス 監査役	特別の関係はありません
		株式会社Z-Works 監査役	特別の関係はありません
	二井矢聡子	アルパイン株式会社 取締役	特別の関係はありません
		株式会社朝日ネット 取締役	特別の関係はありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（１３回開催）		監査役会（１３回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役野田千秋	13	100	－	－
取締役古河潤一	13	100	－	－
監査役額田一	13	100	13	100
監査役二井矢聡子	13	100	13	100

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役野田千秋氏は、主に社外取締役の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役古河潤一氏は、主に社外取締役の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役額田一氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、また監査役会においては適宜質問し意見を述べております。

監査役二井矢聡子氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、また監査役会においては適宜質問し意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w Cあらた有限責任監査法人

(注) P w Cあらた監査法人は平成28年7月1日付をもって名称をP w Cあらた有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社である上海白銅精密材料有限公司およびHakudo(Thailand)Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査〔会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、次の②から④に関しては取締役会にて決議した「内部統制システム基本方針」の内容であります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、行動規範を制定し運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る情報を適切に記録し、法令、文書管理規程および記録管理規程等に基づき、定められた期間保存する」としています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「当社は、リスク管理規程、経営危機管理規程、防災要領等に従い経営に重大な影響を及ぼすリスク（業務に関するリスク・安全に係るリスク等）による損失の事前防止対策等を実行し、リスク管理の体制を整備する」としています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画、各年度予算および全社的な目標設定を行い、各部門が立案し実行した施策を監督する」としています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「当社は、行動規範、内部監査規程、稟議制度等に従い、また必要に応じて弁護士による助言、会計監査人の指導を受けることでコンプライアンス体制を構築し、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する」としています。

⑥ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「海外子会社管理規程に従い子会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集、開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。また、内部監査室は、子会社の業務の適正およびリスク情報の有無を監査するために、定期的子会社の内部監査を実施する」としています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

「現在、当社に監査役の職務を補助する使用人はいないが、今後必要に応じて監査役の業務補助のため、監査役補助スタッフを置く」としています。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「前号の監査役の職務を補助する使用人については、その独立性を確保するため、当該使用人の任命・人事異動等は監査役会の同意を得る」としています。

⑨ 前号の使用人に関する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「前号の監査役の職務を補助する使用人については、その職務にあたっては、監査役の指示に関して取締役等の指揮命令はうけない」としています。

⑩ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

「業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。また、取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が業務の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する」としています。

⑪ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

「当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令および規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については、速やかに報告するとともに、当社のグループ担当部門にも報告するもの」としています。また「当社のグループ担当部門は、上記の報告(当社の監査役の求めに対して行われた報告を除く)を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告するもの」としています。

⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「当社および子会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告します。当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する」としています。

⑬ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する」としています。

⑭ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役、使用人、子会社取締役、子会社監査役等からの情報収集や意見交換を行う。また、監査実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを活用する」としています。

⑮ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策および規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について国内外の各拠点における業務・運営の適正性、効率性を中心に内部監査を実施しており、結果は必要に応じて取締役社長に報告しています。

また、取締役会には取締役および監査役が出席して、各部長から業務状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と業績に裏付けられた成果の配分を実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき平成29年5月11日開催の定例取締役会において、平成29年3月期配当金として1株につき普通配当50円とすることを決定いたしました。

また株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、創業85周年記念として1株につき8円50銭の記念配当を実施いたします。これにより、平成29年3月期配当金は、普通配当50円と合わせて1株につき58円50銭となります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,758,225	流 動 負 債	13,772,328
現 金 及 び 預 金	4,820,275	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,112,772
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	11,259,171	電 子 記 録 債 務	2,907,350
電 子 記 録 債 権	397,808	未 払 費 用	650,573
商 品 及 び 製 品	4,935,778	未 払 法 人 税 等	485,665
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,969	賞 与 引 当 金	312,136
繰 延 税 金 資 産	244,636	役 員 賞 与 引 当 金	73,000
そ の 他	99,264	そ の 他	230,829
貸 倒 引 当 金	△15,678	固 定 負 債	31,356
固 定 資 産	6,846,156	長 期 預 り 保 証 金	15,150
有 形 固 定 資 産	5,977,144	そ の 他	16,206
建 物 及 び 構 築 物	1,419,619	負 債 合 計	13,803,684
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,504,834	純 資 産 の 部	
土 地	1,899,876	株 主 資 本	14,620,051
そ の 他	152,815	資 本 金	1,000,000
無 形 固 定 資 産	219,306	資 本 剰 余 金	621,397
ソ フ ト ウ ェ ア	135,062	利 益 剰 余 金	12,999,925
そ の 他	84,244	自 己 株 式	△1,271
投 資 そ の 他 の 資 産	649,705	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	180,644
投 資 有 価 証 券	383,646	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	96,342
繰 延 税 金 資 産	26,276	為 替 換 算 調 整 勘 定	84,302
そ の 他	239,782	非 支 配 株 主 持 分	0
資 産 合 計	28,604,381	純 資 産 合 計	14,800,697
		負 債 純 資 産 合 計	28,604,381

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,626,843
売上原価		28,612,519
売上総利益		6,014,323
販売費及び一般管理費		4,028,713
営業利益		1,985,610
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,855	
不動産賃貸料	72,345	
その他の	6,654	95,855
営業外費用		
不動産賃貸費用	14,045	
固定資産処分損	6,635	
その他の	18,229	38,910
経常利益		2,042,555
税金等調整前当期純利益		2,042,555
法人税、住民税及び事業税	713,714	
法人税等調整額	△76,528	637,185
当期純利益		1,405,369
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,405,369

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000,000	621,397	12,104,958	△1,072	13,725,282
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△510,401		△510,401
親会社株主に帰属する当期純利益			1,405,369		1,405,369
自 己 株 式 の 取 得				△198	△198
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	894,967	△198	894,769
当 期 末 残 高	1,000,000	621,397	12,999,925	△1,271	14,620,051

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	110,696	170,105	280,801	0	14,006,085
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△510,401
親会社株主に帰属する当期純利益					1,405,369
自 己 株 式 の 取 得					△198
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,354	△85,802	△100,157	0	△100,157
当 期 変 動 額 合 計	△14,354	△85,802	△100,157	0	794,612
当 期 末 残 高	96,342	84,302	180,644	0	14,800,697

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 上海白銅精密材料有限公司
Hakudo(Thailand)Co., Ltd. |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
上海白銅精密材料有限公司	12月31日 * 1
Hakudo(Thailand)Co., Ltd.	12月31日 * 2

* 1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

* 2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

(ロ)その他有価証券

- | | |
|----------|---|
| ・時価のあるもの | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |

ロ. たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は、定率法を採用し、連結子会社は、所在地国の法令に基づく定額法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要と認められる額を計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は6,176千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,567,431千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	11,343千株	－千株	－千株	11,343千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 510,401千円
- ・ 1株当たり配当額 45円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年5月11日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 663,513千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 58.5円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、原則として資金運用は短期的な預金等にしており、資金調達は銀行借入による方法にしております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクがあります。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクがあります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクがあります。

デリバティブ取引は、当連結会計年度は行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売先与信・利益調査要領に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売先与信・利益調査要領に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

営業債権債務に占める外貨建ての営業債権債務の割合が低いため、為替の変動リスクはヘッジしておりません。なお、外貨両替は、必要に応じて行っており、外貨預金の保有残高は必要最低限としております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取締役会に報告しており、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画書を作成・更新しております。手元資金枠設定要領に従い、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社の手元資金枠設定要領に準じて、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,820,275	4,820,275	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,259,171	11,259,171	—
(3) 電子記録債権	397,808	397,808	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	212,664	212,664	—
資産計	16,689,919	16,689,919	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,112,772	9,112,772	—
(2) 電子記録債務	2,907,350	2,907,350	—
(3) 未払法人税等	485,968	485,968	—
負債計	12,506,091	12,506,091	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の終値によっており、債券は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、連結注記表の「1. (2) 会計方針に関する事項 ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 イ.有価証券」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (※1)	170,981
長期預り保証金 (※2)	15,150

(※1) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,304円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円91銭

8. その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,489,878	流動負債	13,547,242
現金及び預金	4,333,465	支払手形	2,530,521
受取手形	3,159,869	電子記録債務	2,907,350
電子記録債権	397,808	買掛金	6,425,465
売掛金	7,878,186	未払金	182,444
商品及び製品	4,405,998	未払費用	606,257
原材料及び貯蔵品	16,969	未払法人税等	479,725
前払費用	55,139	賞与引当金	305,064
未収入金	12,194	役員賞与引当金	73,000
繰延税金資産	224,851	その他の	37,411
その他の	7,070	固定負債	31,215
貸倒引当金	△1,676	長期預り保証金	15,150
固定資産	7,800,966	その他の	16,065
有形固定資産	5,830,056	負債合計	13,578,457
建物	1,277,723	純資産の部	
構築物	67,709	株主資本	
機械装置	2,414,061	資本金	1,000,000
車両運搬具	19,359	資本剰余金	
工具器具備品	151,327	資本準備金	621,397
土地	1,899,876	資本剰余金合計	621,397
無形固定資産	134,931	利益剰余金	
ソフトウェア	119,329	利益準備金	214,125
電話加入権	14,820	その他利益剰余金	12,781,794
その他の	782	別途積立金	11,020,000
投資その他の資産	1,835,978	固定資産圧縮積立金	38,240
投資有価証券	383,646	繰越利益剰余金	1,723,554
関係会社株式	206,038	利益剰余金合計	12,995,919
関係会社出資金	983,011	自己株式	△1,271
繰延税金資産	26,276	株主資本合計	14,616,045
長期前払費用	13,489	評価・換算差額等	
差入保証金	85,365	その他有価証券評価差額金	96,342
その他の	138,150	評価・換算差額等合計	96,342
資産合計	28,290,845	純資産合計	14,712,387
		負債純資産合計	28,290,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		33,638,965
売上原価		27,942,865
売上総利益		5,696,100
販売費及び一般管理費		3,748,206
営業利益		1,947,893
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,565	
不動産賃貸料	63,600	
その他の	4,274	77,440
営業外費用		
不動産賃貸費用	10,150	
固定資産処分損	3,811	
その他の	3,496	17,458
経常利益		2,007,875
税引前当期純利益		2,007,875
法人税、住民税及び事業税	697,707	
法人税等調整額	△62,383	635,324
当期純利益		1,372,551

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金					自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	固 定 資 産 圧縮積立金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,000,000	621,397	621,397	214,125	10,400,000	38,240	1,481,404	12,133,770	△1,072	13,754,094
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△510,401	△510,401		△510,401
別途積立金の積み立て					620,000		△620,000	－		－
当 期 純 利 益							1,372,551	1,372,551		1,372,551
自 己 株 式 の 取 得									△198	△198
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	620,000	－	242,149	862,149	△198	861,950
当 期 末 残 高	1,000,000	621,397	621,397	214,125	11,020,000	38,240	1,723,554	12,995,919	△1,271	14,616,045

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	110,696	110,696	13,864,791
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△510,401
別途積立金の積み立て			－
当 期 純 利 益			1,372,551
自 己 株 式 の 取 得			△198
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)	△14,354	△14,354	△14,354
当 期 変 動 額 合 計	△14,354	△14,354	847,596
当 期 末 残 高	96,342	96,342	14,712,387

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・商品 総平均法
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要と認められる額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は6,176千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,273,662千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権
売掛金 122,576千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
売上高 411,985千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数
普通株式 1,181株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税否認	24,707千円
減価償却超過額	79,627
賞与引当金	94,143
端材商品評価減	86,435
関係会社出資金評価損	207,834
その他	44,663

繰延税金資産小計 537,412千円

評価性引当額 △214,187

繰延税金資産合計 323,225千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△16,876
その他有価証券評価差額金	△34,059
その他	△21,159

繰延税金負債合計 △72,096千円

繰延税金資産の純額 251,128千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属 性	会社等の名称	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員等の 兼任	事業上 の 関 係				
子会社	上海白銅精密材料有限公司	16,490 千US\$	非鉄金属 加工販売	100.0	0名	当社および仕 当商品材料及 商原入	非鉄金属販売 (注1)	229,464	売掛金	65,073
子会社	Hakudo (Thailand) Co., Ltd.	60,000 千THB	非鉄金属 加工販売	99.9	0名	当社および仕 当商品材料及 商原入	非鉄金属販売 (注1)	182,520	売掛金	57,502
							増資の引受 (注2)	65,400	—	—

(注1) 市況を勘案して取引条件を決定しております。

(注2) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,297円15銭
(2) 1株当たり当期純利益 121円01銭

10. その他の注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

白 銅 株 式 会 社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、白銅株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、白銅株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) PwCあらた監査法人は、平成28年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、PwCあた有限責任監査法人となりました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

白 銅 株 式 会 社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 邊 晴 康 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 佳 之 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、白銅株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) PwCあらた監査法人は、平成28年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、PwCあたら有限責任監査法人となりました。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成29年5月11日

白 銅 株 式 会 社

代表取締役社長 角 田 浩 司 殿

白銅株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 飯 島 純 ⑩

社 外 監 査 役 額 田 一 ⑩

社 外 監 査 役 二 井 矢 聡 子 ⑩

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

(2)その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
第5条～第8条 (条文省略) (単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと <u>(以下「買増し」という。)</u> を請求することができる。 第10条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第5条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第10条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u> は4名以内とする。 (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長1名および取締役社長1名を定めることができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに署名押印または電子署名する。 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに署名押印または電子署名する。 第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
第30条 (条文省略) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>) 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (<u>監査役の選任方法</u>) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u> (<u>監査役の任期</u>) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	第31条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削除)
第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに署名押印または電子署名する。	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
<u>(監査役の報酬等)</u>	(削除)
第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(削除)
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印または電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
第6章 計 算 第41条～第44条 (条文省略) (新設)	第6章 計 算 第36条～第39条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第68回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するとともに、現在の取締役6名は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	つのだ こうじ 角田 浩司 (昭和37年8月15日生)	昭和61年4月 東京通運株式会社入社 昭和61年7月 白銅株式会社(廣成株式会社)入社 平成13年5月 当社中央支社長 平成14年4月 当社経営企画室長 平成14年12月 当社中国室長 上海白銅精密材料有限公司董事總經理 平成16年4月 当社執行役員海外営業部長 平成21年1月 上海白銅精密材料有限公司董事長 平成21年4月 当社執行役員開発営業本部長 平成22年4月 当社開発営業本部長 平成22年6月 当社取締役開発営業本部長 平成22年7月 当社取締役営業本部長 平成23年7月 当社取締役常務 平成24年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	5,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	やまだ てつや 山田 哲也 (昭和44年3月28日生)	平成3年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成10年5月 ポストン大学経営大学院卒業(MBA取得) 平成10年8月 当社入社 平成11年4月 当社東部支社東部仕入課長 平成17年10月 当社東部支社厚木営業所長 平成22年4月 当社内部監査室副室長 平成25年6月 当社管理部門管掌取締役 平成28年4月 当社常務取締役標準品営業部門管掌 (現在に至る)	340,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	やまだ みつげ 山田 光重 (昭和42年9月20日生)	平成3年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成14年8月 デロイト トーマツ コンサルティング入社 平成17年11月 株式会社新生銀行入行 平成20年5月 株式会社リヴァンプCFO兼管理部長就任 平成20年6月 当社監査役 平成22年2月 廣成株式会社代表取締役社長就任 平成22年4月 プレツェルジャパン株式会社監査役就任 平成22年6月 クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社監査役就任 平成22年6月 当社取締役就任 平成26年6月 株式会社ライフ白銅取締役就任 平成27年4月 当社特注品営業部門管掌取締役兼特注品営業本部長（現在に至る）	340,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	のだ ちあき 野田 千秋 (昭和21年11月2日生)	昭和45年4月 住友商事株式会社入社 平成8年3月 同社東京住宅事業部長 平成12年6月 住商建物株式会社代表取締役社長就任 平成15年4月 住友商事株式会社建設不動産本部長補佐(大阪統括) 平成16年11月 山手高級住宅有限公司取締役就任(現任) 平成18年4月 住友商事株式会社理事建設不動産本部長 平成21年4月 同社生活産業・建設不動産事業部門長付 平成23年6月 当社取締役就任(現任) 平成25年8月 株式会社ジオベクトル取締役就任(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 山手高級住宅有限公司 取締役 株式会社ジオベクトル 取締役	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	ふるかわ じゅんいち 古河 潤一 (昭和43年3月27日生)	平成2年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成19年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社出向 企画総務部長 平成20年8月 古河林業株式会社山林事業本部長 平成21年10月 同社常務取締役兼山林事業本部長 平成22年4月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成27年6月 当社取締役就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 古河林業株式会社 代表取締役社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、野田千秋氏および古河潤一氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、野田千秋氏および古河潤一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社内取締役の選任理由は次のとおりです。
- ①角田浩司氏
代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き経営の指揮を執り、当社の持続的な成長を目指していくことが最適であると判断したためであります。
- ②山田哲也氏
金融関係・経営における豊富な知識を有し、当社の事業に精通していることから当社の持続的な成長に貢献できると判断したためであります。
- ③山田光重氏
金融関係において豊富な経験があり、財務および会計において十分な見識を有していることから当社の持続的な成長に貢献できると判断したためであります。
5. 社外取締役の選任理由は次のとおりです。
- ①野田千秋氏
商社等で培った知識・経験を備えており、企業統治について十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
- ②古河潤一氏
豊富な経営者経験および幅広い見識等を備えており、経営者としてのバランス感覚を活かした健全かつ効率的な経営について十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6. 野田千秋氏および古河潤一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役として今までの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、野田千秋氏が6年、古河潤一氏が2年であります。
7. 当社は野田千秋氏および古河潤一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては
監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	おだ りつ 小田 律 （昭和34年3月30日生）	昭和56年4月 日立クレジット株式会社入社 昭和60年8月 白銅株式会社（廣成株式会社）入社 平成11年10月 当社経営企画室長 平成14年4月 当社執行役員東部支社長 平成16年6月 当社取締役執行役員 平成18年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長 上海白銅精密材料有限公司董事 平成21年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成21年7月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼情報システム部長 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役相談役 平成24年6月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社製造部門管掌取締役 平成25年10月 当社製造部門管掌取締役兼製造本部長 （現在に至る）	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	ぬかだ はじめ 額田 一 （昭和46年12月13日生）	平成6年4月 太田昭和監査法人入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成11年8月 KPMGピートマーウィック入社 平成12年7月 柳澤・迫本公認会計士事務所入所 平成17年4月 株式会社ボンマックス監査役就任（現任） 平成18年6月 税理士登録 新創税理士法人（現銀座K.T.C税理士法人）社員 平成20年4月 新創税理士法人（現銀座K.T.C税理士法人）代表社員（現任） 平成22年6月 当社監査役就任（現任） 平成28年3月 株式会社Z-Works監査役就任（現任） （現在に至る） （重要な兼職の状況） 銀座K.T.C税理士法人 代表社員 株式会社ボンマックス 監査役 株式会社Z-Works 監査役	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	に いや さとこ 二井矢 聡子 (昭和43年11月27日生)	平成6年4月 東京弁護士会登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成9年5月 ケンブリッジ大学法学部大学院卒業 平成9年6月 リンクレーターズ・アンド・ペインズ(現リンクレーターズ)ロンドンオフィス出向 平成19年4月 末吉綜合法律事務所(現潮見坂綜合法律事務所)開設(現任) 平成26年6月 アルパイン株式会社取締役就任(現任) 株式会社朝日ネット取締役就任(現任) 平成27年6月 当社監査役就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) アルパイン株式会社 取締役 株式会社朝日ネット 取締役	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	きたむら きみお 北村 喜美男 (昭和27年1月10日生)	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成19年4月 同社執行役員経理部長代行(兼)CFO室 平成19年5月 同社執行役員経理部長 平成22年4月 同社常務執行役員経理部長 平成26年5月 株式会社ファミリーマート常務取締役就任 常務執行役員管理本部長・財務経理本部管掌 平成27年5月 同社取締役・常務執行役員管理本部長 平成28年5月 同社顧問 (現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者のうち、額田一氏、二井矢聡子氏および北村喜美男氏は社外取締役候補者であります。

3. 社内取締役の選任理由は次のとおりです。

①小田律氏

当社の経営に携わり培った事業における豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役として引き続き当社の事業の公平・公正な決定および健全性確保に貢献されることを期待できると判断したためであります。

4. 社外取締役の選任理由は次のとおりです。

①額田一氏

額田一氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士として、企業の財務・税務に対して精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

②二井矢聡子氏

二井矢聡子氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有し、監査等委員である社外取締役としてコーポレートガバナンスの向上に貢献されることを期待できると判断したためであります。

③北村喜美男氏

経営者としての豊富な経験とグローバルで幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。

5. 当社は、額田一氏および二井矢聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、北村喜美男氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は額田一氏および二井矢聡子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の選任が承認された場合は当該契約を改めて締結する予定であります。また、北村喜美男氏の選任が承認された場合は同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は平成10年6月29日開催の第49回定時株主総会において月額12百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、新たに、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬をこれまでの取締役の報酬の支給限度額および経済情勢等諸般の事情を考慮して、月額12百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役に対する報酬を月額5百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとします。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（うち社外取締役2名）に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額73百万円（うち社外取締役分1百万円）支給したいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法でご行使くださいますようお願いいたします。

①ご出席いただく場合

会場へご持参ください

同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

【株主総会開催日時】

平成29年6月29日（木曜日）

午前10時

※受付開始：午前9時予定



②ご出席いただけない場合

ご郵送ください

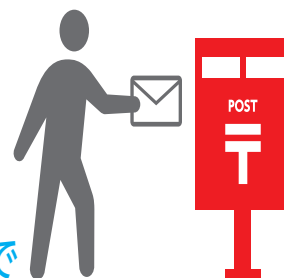
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

【行使期限】

平成29年6月28日

（水曜日）

午後5時30分到着分まで



▶ ホームページのご案内

当社ホームページでは「企業情報」「商品・サービス」「IR情報」など、さまざまな情報を発信しております。

白銅

検索



当社HP <http://www.hakudo.co.jp/>

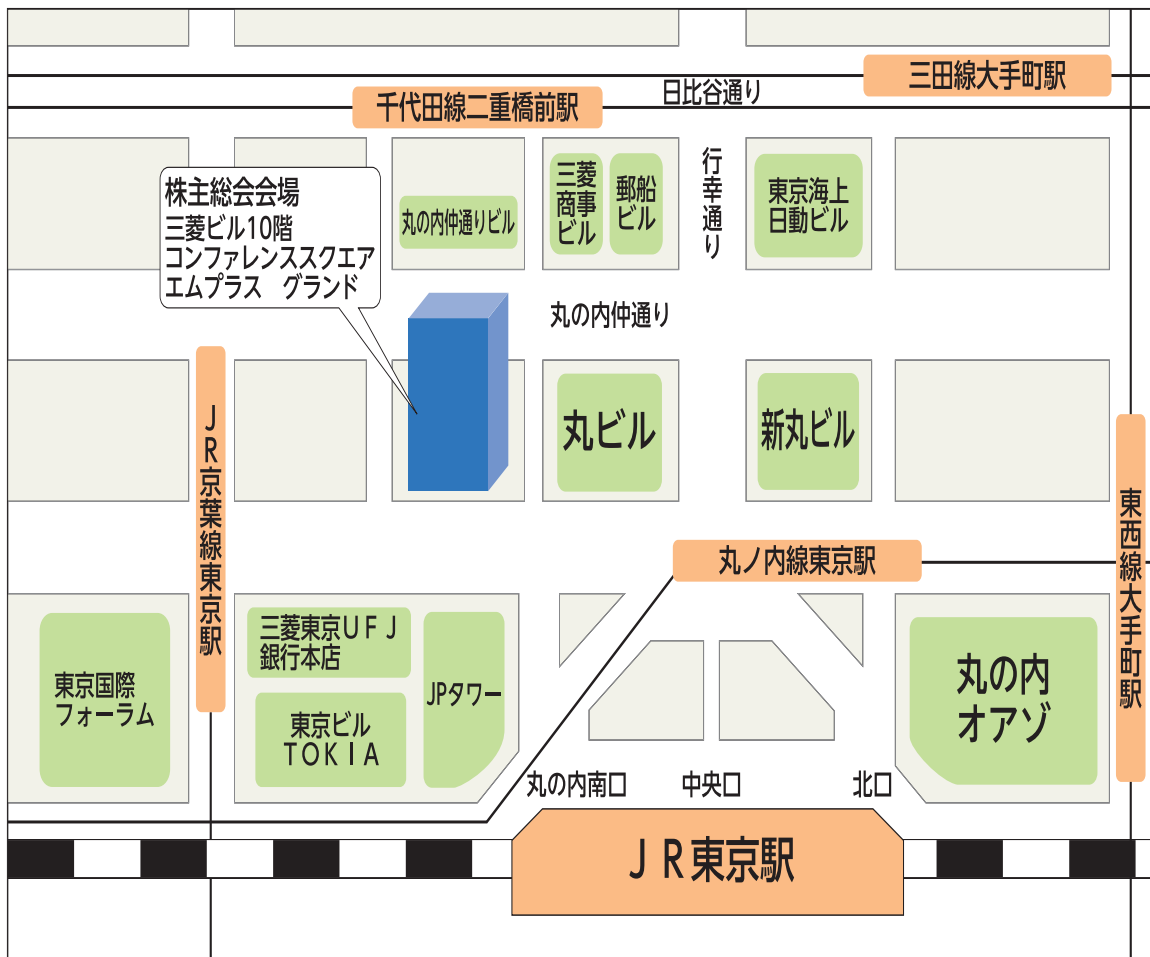
IR情報 <http://www.hakudo.co.jp/ir/>

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 10階

コンファレンススクエア エムプラス グランド

電話 03-3282-7777



交通
アクセスの
ご案内

● J R

「東京駅」(丸の内南口)……………徒歩約3分
京葉線「東京駅」10番出口より直結

●地下鉄

東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口……………徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線「東京駅」地下道経由……………徒歩約3分
都営三田線「大手町駅」D1出口……………徒歩約4分
東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口……………徒歩約6分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
また、三菱ビル改修工事のため東京駅地下通路からのご入館が
できません。1 階出入口からご入館ください。

